

予算特別委員会会議録(2)			
日 時	平成11年7月1日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時21分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	小林委員長・佐野副委員長・成田・松本(光)・中村・斉藤(裕)・見楚谷・佐々木(勝)・武井・北野・高階・斉藤(陽) 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、総務・財政・企画・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病・監査委員各事務局長、保健所長・消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員 長</p> <p>署 名 員</p> <p>署 名 員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

委員長

開議宣告。署名員に中村・佐々木(勝)両委員を指名。付託案件を一括議題とし、総括質疑に入る。

高階委員

人口動態について

大まかな動きを示せ。

戸籍住民課長

年毎の減少人数を示す。(単位:人)

	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
自然動態	597	441	480	510
社会動態	967	1,081	864	446

高階委員

全体として人口減に歯止めがかかっていないように思うがどうか。

戸籍住民課長

ここ3年間で自然動態としては年間500人程度減少しているが、社会動態は減少幅が小さくなってきている。

高階委員

マイカル効果はどのような形で現れているのか。

(企画)浜谷主幹

今年の社会動態を見ると、2月の時点でプラスに転じている。まだ追跡調査はしていないが、マイカルの3月オープンの影響が出ているのではないかと思う。

高階委員

マイカルの関係で何名か押さえているか。

(企画)安達主幹

マイカルに採用されている人や関係者等の具体的な調査はしていないが、今後そのような研究をしていかなければならないと思っている。

高階委員

当初、定住人口5,000人、雇用3,000人が謳い文句であったが、定住人口5,000人について今後の見通しを示せ。

(築港)室長

築港再開発の関連で定住人口5,000人構想を進めているが、これはマイカルだけの効果ではなく、あくまでも築港駅周辺整備基本計画の中で定住人口や雇用人口を提示してきたものである。マイカルに限って言うと、650～700戸の中高層住宅構想を持っており、現在賃貸住宅200戸を建てて、主に自社の従業員確保という意味で、単身者や夫婦世帯が入っている。今年度は分譲住宅の建設に向けて鋭意検討しており、現在の考え方では100～115戸の分譲マンションを建設するという考え方を事務レベルで聞いている。しかしながら、築港駅周辺整備基本計画の枠組みの中で、住宅建設構想は再開発の土地整備の予定戸数は難しくなったのはすでに示したところである。見通しとして、5,000人の定住人口は、国道側の清算事業団用地の土地の処分形態や住宅事情の悪化等を見てもかなり厳しい状況になってきていると言える。

高階委員

21世紀プランでは10年間で16万人の人口としているが、人口減少が続く中で実現は可能と考えているのか。
企画部長

自然動態が年々減少する中、社会動態が比較的なだらかに減少してきており、平成10年には社会動態の減少が自然動態の減少を下回り、逆転している。雇用の場の創出は非常に大事な要素であり、産業関係の活性化を図ることによって社会動態の減少を止め、さらに増加を目指すということが一つの要素になると考えており、10年後に向けて21世紀プランに掲げた施策を着実に進める中で人口を確保していきたいと考えている。

高階委員

いろいろな施策を通じて努力をすると思うが、経済動向や少子高齢化を含めた日本全体の動きを見ると、本当にこれが達成できるか疑問である。何年か後にまた達成の見通しについての論議が出てくると思うが、大変厳しいように思う。また、21世紀プランでは小樽市を大きく3地区に分けて考えているが、人口動態の傾向についてそれぞれどのように分析しているか。

戸籍住民課長

我々は住民基本台帳の関係もあり、小樽市を5ブロックに分けているが、平成11年5月現在の人口は平成7年と比較し、西部地区(旧塩谷村)で522名減、北部地区(旧高島町)で336名減、中央地区(旧小樽市内)で4,314名減、東南地区(旧朝里川)で355名増、東部地区(旧朝里村、張碓～銭函)で474名増となっている。

高階委員

21世紀プランでは3地区に分けているが、この分け方では分析していないのか。

(企画)浜谷主幹

3地区に分けた人口動態は押さえていないが、北西部地区、中部地区、東南部地区として、先程の5ブロックとほぼ同じような動向にあり、中部地区が減少しており、東南部地区が増加していると捉えている。

高階委員

中心市街地の活性化に本格的に取り組むという答弁もあったが、市の中心部である中央地区の人口は減少し続けている。この地区の人口はいつごろから減少してきているのか。

戸籍住民課長

今、資料を持ってきていない。

高階委員

我々が押さえている中では大正3～4年から中央地区の人口は減っている。なんとしても中心市街地の活性化を図るべきと思うが、人口動態を見ても中央地区は減少し、東南地区は増加している。人口の推移を押さえた上で今後の行政を進めてほしい。

市内中小企業の現状について

小樽市は中小企業の街であり、本会議でも、地場産業が元気になることと街の活性化は切っても切れない関係にあると答弁していたと思うが、店舗数や従業員数、販売額等、小樽の中小企業の現状を示せ。

中小企業センター所長

今細かい資料を持ち合わせていないが、小樽における新たな企業の発生や他都市への転入・転出、倒産等については押さえている。その流れを見る限りでは増えている要素が大きく、事業統計の数字等も押さえているが、具体的に示すのは難しい。商業の部分の推移で見ると、総体の売上は伸びている中で店舗数は減少傾向にある。

高階委員

全体として増えているというのは企業数なのか。小樽市の現状としてそのようには思えないがどうか。

中小企業センター所長

私が答弁したのはあくまでも倒産や転入・転出等の動向であり、総体数ではない。全産業の事業所数でいうと、昭和35年からの統計書を見る限りでは、特に減少傾向や増加傾向が強いとはいえないように思う。

高階委員

3年毎の商業統計を見ても落ち込んでいるのは明らかである。これらの落ち込みについて大型店進出は影響を与えていると考えるか。

商工課長

全産業の事業所数はここ10年～20年で減少傾向にあるのは数字上出ている。特に3次産業はここ10年程度で何百件も落ち込んでいる。大型店が何件減ったとは押さえていないが、影響がないとはいえないと思う。3月のマイカル出店からまだ数カ月しか経っておらず、どの程度精度の高い調査ができるか分からないが、我々も現在調査を実施しており、それらの結果を見てどの程度の影響があるかを判断していきたい。

高階委員

マイカルに限らず大型店が出店しており、その影響は否応なしに受けていると思う。

中小企業基本法の改正について

国が中小企業基本法の改正を検討していると思うがどうか。

中小企業センター所長

今年5月の新聞によると、通産大臣の諮問機関を設け、中小企業基本法の改正に向けての審議を進めていると把握している。

高階委員

中小企業庁の諮問機関である中小企業政策研究会において5月に最終答申が出され、それを受けて基本法を改正する法案を来年の通常国会に出す準備を進めているとのことである。この答申を見るとおおよその方向性が分かると思うがどう考えるか。

中小企業センター所長

新聞情報でしか把握していないが、昨年以降の金融変動の中で、時代の変化に対応し、中堅企業への保証協会の保証対象の拡大等、実態経済の中での中小企業のあり方、特に中小企業の資本金の基準、従業員の基準等の改正を中心に考えているようである。

高階委員

「時代の変化」をどのように押さえているかが問題である。この改正は中小企業にとってよいものなのか。

中小企業センター所長

例えば、保証協会の保証範囲の拡大や、ベンチャー企業のための環境整備等について審議をしているので、よくなる方向だと認識している。

高階委員

このような政府の政策には大抵アメとムチがある。今はアメの部分だけ挙げていたが、今までの中小企業基本法の狙いと改正後の方向等を精査する必要があるのではないかと。例えば、今の日本経済は大企業と中小企業の二重構造になっており、競争の中では中小企業が弱い立場になってしまうので、これまではその格差を是正するために中小企業基本法が必要となっていたが、最終答申の中ではそれを見直すことにしている。これでは中小企業にとってよい方向とはいえないのではないかと。また、国は市場競争原理を推し進め、規制緩和の方向を考えており、今回の基本法の改正もそれが大前提になっている。競争原理を積極的に進めて弱肉強食でふるいにかけて残った中小企業だけを救うというのが今回の見直しだと思う。中小企業の定義を広くして融資対象を拡大したり、ベンチャー企業への支援等と抱き合わせになっているが、本市の地域経済の主役である中小企業の振興を考えると、このような流れを看過すべきではないと思うがどうか。

中小企業センター所長

十分に把握していないが、今回の見直しの基本的な考え方として、中小企業には特化的な優れた技術を有している場合が多く、活力があり、独立した中小企業を育成するという発展的な見直しと考えている。

高階委員

経済だけでなく、広域行政や雇用対策、教育のあり方等について代表質問でも触れたが、資本主義に競争はつきものであり、それで落ちていくのは仕方がないことだと市長は答弁している。大橋巨泉は、5月6日の毎日新聞の「今週の異議あり」というコラムの中で、「グローバル経済の進展で日本人の1億総中流化の夢は消えつつあり、今後は失業者が増え、激しい競争により貧富の差が拡大すると思われるので、この対応策を考えるべき」と言っている。また、アメリカについても「経済は非常に繁栄しているが、裏を返せば大変な状況であり、高校生が銃の乱射事件を起こしたが、そのくらい上と下の差が広がり、教育も異常な状態になっている」と指摘している。中小企業基本法の改正も、このような流れのひとつの現れではないかと危惧する。

まちづくり関連3法について

いつ国会で成立し、いつから施行になるのか。

(活対)竹田主幹

中心市街地活性化法は平成10年7月24日に施行になっている。現在各地でこの法に基づいた計画策定事業が進んでいるところであり、国では1兆円を超える予算付けをして各事業に支援を行うということで進んでいる。

都市計画課長

改正都市計画法については、公布日平成10年5月29日、施行日平成10年11月20日となっている。内容の主なものとしては、特別用途地域の多様化として、地域の特性に合わせ特別用途地域を柔軟に設定ができるとなっている。

商工課長

従来の大店法にかわる大規模小売店舗立地法(以下大店立地法)については、公布日平成10年6月3日、施行日平成12年6月1日となっている。

高階委員

大店立地法では「中小の小売業の事業活動」に関する部分や「地域における需給の状態を勘案して」という部分がなくなっている。また、同法は立地に当たってはその地域の環境保持を考えようという趣旨になっているが、大型店の進出について規制できるのか。

商工課長

大店法は、大型店と中小小売店との利害調整を大きな目的としていたが、大店立地法は地域の暮らしを重視するという住民的発想に、大きく政策転換している。産業サイドから市民サイドへ、経済的規制から社会的規制への流れが新法の趣旨であると思う。そのような意味では、環境をひとつのベースに市民の暮らしを審査対象にしていくものであり、従来の商業調整は対象としていないので、大型店の立地自体を規制するのはこの法律ではなく、都市計画法等の中でゾーニング的な手法を活用していくものと理解している。

高階委員

大店法に比べ相当規制が緩和されている。出店前に地域の環境に配慮しなければならないとはなっているが、駐車場や騒音、ごみの問題等は、大型店であれば今回改めて言うまでもないことである。マイカルでも駐車場を整備し、ごみを自ら処理しており、新法ができたからといって特に何かする必要がない。そのような意味では、なおさら大型店の出店は規制できなくなったと思うがどうか。

商工課長

まだ指針などもできていないのでこれからの議論になると思うが、従来国が行っていた政策主体が都道府県に移

ってくるという問題や、自治体が管理するという部分もあるので、ある意味では自治体が実情にあった形で決定する余地もプラス要因としてあると思う。いずれにしても指針などを見ながら検討を進めていきたい。

高階委員

改正都市計画法については、大型店の進出をどのように規制するのか。

都市計画課長

特別用途地域は従来からメニューとしてあり、メニューの中のいろいろな規制を地区に当てはめていくような形であったが、今回そのようなメニューをすべて廃止し、地域の特性に合わせた形でいろいろなメニューを考えることができる形になっている。大型店を禁止をするのではなく、あくまでもその地区で大型店をどのように誘導し、あるいは配慮してもらうかなどの手法としてそのような改正がされたと考えている。

高階委員

特別用途地区についてももう少し詳しく説明せよ。

都市計画課長

今回の改正の中では、例えば中心街の中小商業者を守っていくという土地利用を図る場合、中小商業者だけができるような規制が可能になることもあるように思う。ただ、業種によって規制を使い分けることは難しいように思う。

高階委員

実際に大型店は中心部の市街化区域だけではなく、調整区域にも進出している。また、全国的な例として、線引きされていないところにも進出しているのが実態であるが、それらについて規制できるのか。

都市計画課長

特別用途地域というのは用途地域制が敷かれているところに地区の特性に合わせて補完をするという意味で網かけをできるとなっているので、調整区域で特別用途地域の指定はできないことになっている。調整区域については基本的に市街化を抑制するとなっているので、建築できるのは農業従事者や漁業従事者等に限定されており、大型店が進出することはまず考えられない。また、白地の部分について、小樽の行政界と都市計画区域の間が基本的に白地の部分と考えており、指摘のとおり大型店が進出できる形になるが、小樽の現状を見た場合、白地の部分は基本的には国有林等の保安林の地区になっており、基本的に大型店を建てるスペースはないと認識している。現在建設省でも特別用途地域を白地の部分であっても規制することができないか検討しているとのことである。

高階委員

特別用途地域というのは、本来の用途地域の中身を見て決められると思うが、調整区域や白地のところまでは及ばないと思う。小樽は別としても、調整区域に大型店が出ているところも多いと思うが、どのような方法なのか。

都市計画課長

小樽では調整区域に大型店が進出している例はなく、他の地区でどのような形で進出しているかはわからない。ただ、平成9年に調整区域での地区計画制度が新たに設けられているが、調整区域のそれぞれの地区の基本的な土地利用に関して、大型店を誘致する方向になったときに可能性としてあるかもしれない。

高階委員

全国的にダイエーや西友等の大型店が撤退し、その度に商店街は翻弄されるようなケースが多い。このような動きについても中心市街地活性化法は対処できるのか。

(活対) 竹田主幹

全国各地で旧来の中心街から大型店が撤退し、中心街が空洞化するという課題があり、その解決のひとつとして同法ができたことは事実であると思う。今後のまちづくりにおいて、社会的投資等の観点からも、旧来の中心市街地の役割は大きく、今後も活性化を図っていかなければならないということが同法の基本的な観点だと思う。今後、

大型店を含めて地域の人々がどのような商店街づくり、地域づくりを行っているかが重要になってくるが、活性化法の中には大型店規制の概念はなく、あくまでも大型店も含めた商業のあり方をもう一度見直していくことが同法の基本的な考え方であると思う。

高階委員

大型店の進出は、中小企業の多い小樽市にとって大きな影響がある。今後、中心街の活性化を考えなければならぬときに、また大型店が進出するようなことはあるのか。

市長

小樽の大型店の状況を見ると、桂岡、朝里、築港、稲北、手宮、長橋等となっており、もう進出する余地はないように思う。

高階委員

大型店の規制について、これまでの大店法もなくなる予定であり、それに代わる法律もあまり力がない。我が党は、国において、出店にあたっては、届出制ではなく許可制にする、また、自治体が独自に指導要綱を策定して大型店進出を規制することなどについて改正案を提出したが、残念ながら否決されている。商店街の活性化を目指しているなら、小樽経済を担う地元の中小企業が元気になるような方向で行政を進めてほしい。

北野委員

新ガイドラインについて

いわゆる新ガイドライン法が成立したが、国会審議の過程で自治体や民間の動員が事実上強制されることが明らかになり、国民の安全が脅かされることが懸念される。過去、昭和25年から始まった朝鮮戦争時に小樽港が軍港として使用された経緯があると思うが、小樽港がどのように使用されたのか、押さえている範囲で示せ。

総務部次長

昭和26年4月にアメリカ軍が小樽港に上陸したと当時新聞報道がされたと承知している。一時、室蘭も同様に補給港になったという経緯がある。

北野委員

昭和26年5月7日の新聞に、小樽と室蘭が軍港になった、既に補給港として建設されているというくだりがある。しかし、後日の新聞では實際上、使用されたのは小樽港だけだということも報道されている。昭和26年5月19日付の道新夕刊に小樽はどう使用されたかということが載っている。港湾部・総務部は当然そのような資料を持っていると思うが、その中で小樽港に15,000人のアメリカ軍の上陸のための施設が作られたとある。これは米軍の発表であるが、どのような施設が作られたのか。

港政課長

当時の記録によると、昭和26年5月6日に小樽と室蘭が新軍用補給港として開港されたとなっている。小樽については5月25日付、つまり実質20日間程度で補給任務完了によりこの指定を全面的に解除された。小樽市が港湾管理者となったのは昭和28年4月であり、それ以前は北海道が管理者であった。その当時の経過等について道に照会しているが、限られた時間内で詳細が明らかにはなっていない。

北野委員

当時の新聞に、米軍の発表では昭和26年5月6日に発表されて翌日の新聞に小樽が補給港になったとされているので、それ以前に指定されていると思う。記事の中に「これらの施設は朝鮮戦乱以来始められた西太平洋防衛施設の強化の一部を成すものである。そして、これらの軍港は15,000人に及ぶアメリカ兵員が4隻の船に分乗して到着するのに間に合うように建設された」とある。小樽が軍港に使用されたということは米軍の発表により明らかであるので、もっと追跡し、分かる範囲で明らかにしてほしい。

今回国会で成立したガイドライン法の中の周辺事態安全確保法の第9条第1項に関し、道から、法律成立に伴って国あるいは道から地方自治体にどのような協力が求められるのかという案内があったと思うが、その内容について示せ。

(総務)総務課長

5月上旬に後志支庁経由で、同法9条関連分がきている。国から自治体と民間に対して求める協力と依頼する協力となっているが、まず、第9条第1項で自治体の長に対して求める協力項目として、例えば、港湾施設・空港施設の使用あるいは建物設備等の安全等を確保するための許認可がある。また、同条第2項で、国以外の者に対して依頼する協力項目として、民間に依頼する協力の例としては、人員及び物資の輸送に関する民間運送事業者の協力、廃棄燃料や医療関連廃棄物等の処理に関する関係業者の協力、民間医療機関への患者の受け入れ、民間企業の有する物品施設の貸与等がある。次に、地方公共団体に対して依頼する項目として、人員及び物資の輸送に関する地方公共団体の協力、地方公共団体による給水、公立医療機関への患者の受け入れ、地方公共団体の有する物品施設の貸与、と例示がされている。

北野委員

市長はこれらの協力を要請された場合、どのような態度をとるつもりなのか。

市長

どのような要請が来るのか具体的に分からない状況の中で、具体的には答えにくい問題であるが、例えば、公立病院で負傷者を受け入れるという時に、現在入っている病人の方を追い出してまでとはならないと、何かのコメントで言ったことはある。

北野委員

どのような形で協力要請があるかは分からないが、第9条第1項に関わって、国がこの法律を盾にして自治体の首長に要請した場合、断ることができるのか。

市長

例えば、港湾の入港等について安全性の問題等があれば断れるということは新聞報道で見ている。

北野委員

前市長の態度も承知していると思うが、地方自治法第2条によれば、地域住民の安全確保も使命になっており、市長のとるべき基本的な態度は明確にすべきだと思うがどうか。

市長

周辺事態に限っての質問なので、どこを想定するかという地域の問題もあるが、国の存亡危機という状況の中で、ひとり小樽だけが協力できないという話になるかということもあり、平時の場合とはちょっと違うと思う。したがって、周辺事態という危機の状況の時に、我が国に危機が及ぶというような状況の中で果たして小樽だけが協力できないといえるかどうか今の段階では申し上げられないと思う。

北野委員

他都市の動向はともかく、小樽の市長として有権者から選ばれているのだから、市民の安全を守るという明確な態度を表明してほしい。

主要港湾入港船舶の隻数及び総トン数」について要求した資料が配布されているが、主要港湾並びに特定重要港湾の年間入港隻数を365で割ると、1日の平均が出る。参考までに、湾岸戦争時、アメリカ軍は160隻以上の艦船、280隻以上の民間チャーター船舶、1,200機以上のジェット戦闘機その他、1,500機以上のヘリコプターが動いた。最近では、ユーゴ空爆で5月末現在、米軍中心に700機の爆撃機が出動した。小樽港に関しても、北朝鮮を想定し、いろいろ取り沙汰されているが、日本海側でこれだけ大規模に展開されるとなると、事実上、民間の小樽港利用を規制しなければそうした作戦は成り立たないということは、物理的に明らかになっている。

また、朝鮮戦争時は、政府にいわゆる特別調達庁という機関があり、その職員11,000人が朝鮮戦争に協力した。今、この機関はないので、地方自治体が民間ということになる。インディペンデンスのときも、3日間で延べ1,000人前後の市職員が携わっており、費用も莫大だったと聞いている。これらを考えると、どこで起こるかわからないというが、実際に取り沙汰されている所は特定されており、小樽港が重大な事態に陥ることは明らかなので、是非明確な態度をとるよう、態度を検討しておいてほしい。

入出港届について

アメリカの艦船が頻繁に小樽港に入っているが、入出港届は提出されているか。

港政課長

従前より小樽港に入る米艦については、休養・補給・親善という目的で小樽港に入港しており、代理店を通じて入出港届が出ている。

北野委員

入出港届に積載貨物の種類及び数量を記載する欄があるが、何と記載されているのか。

港政課長

現在米国から出されている入出港届の積載貨物の種類及び数量という記載欄には、現在NIL(積載貨物なし)と記載されている。

北野委員

核兵器の問題は別としても、通常の爆発物は積んでいるのではないか。爆弾等も積んでいないと記載しているのを信用できるのか。

市長

それを貨物と見るか見ないかによると思う。

北野委員

装填されたら貨物というかは別にせよ、港湾条例でいう爆発物には該当しないのか。

市長

武器・弾薬等は艦船につきものなので、それは貨物ではないだろうという解釈で、なしと記載されているのかと思う。

北野委員

市長のその意見には同意できないが、仮に貨物ではないにせよ、港湾条例上「爆発物を積んでいる場合は入港を認めない、特別なことがあれば市長がこれを認める」となっており、装填されている武器・弾薬は爆発物に当たるのではないか。

市長

港湾条例第8条は一般的な貨物を想定しており、今回のケースのようなことをいっているのではないと思っている。

北野委員

入出港届の、積載貨物の種類及び数量の下段に、本邦、すなわち日本国内において積み降ろしする貨物の数量について書かれているが、そこは何と記載されているか。

港政課長

積載貨物の種類及び数量と同じように、NIL(積載貨物なし)と記載されている。

北野委員

日本を起点にした便で積み降ろしをしない訳はない。武器弾薬のように積み込んでいく。市長として、いわゆる積載貨物でないからと容認するのは、市民の安全上、また、港湾の安全管理上、正しくないと指摘しておく。

今年の6月11日に開催された基地関係知事会、いわゆる渉外関係主要都道府県連絡協議会は、米国艦船が自治体管理の港湾に入港する際、条例の趣旨が尊重されるよう国に求めていくことを検討しており、7月に開催される総会で決定していくことを専門部会で決めている。したがって、装填されている爆弾その他は積み荷ではないと理解しても、弾薬庫等に入っているものまで積み荷ではないと言い逃れるのは、安全上、自治体の管理者としてよくないという立場から、知事会でもこのような検討をしている。それらも参考にして、改めて今の問題についてお答えいただきたい。

市長

基地の知事会の、条例の趣旨を尊重するという件については承知していないので、確認してからお答えしたいと思う。

北野委員

いずれにしても市長の決断が市民の安全にとって重大な意味を持つ。それに関わって市民から我が党に様々な不安が寄せられている。例えば、神戸の大震災の時に、借金をしてマンションや大豪邸を建てた人が一瞬のうちに崩壊し、数千万円の借金を負ったまま財産を失ったが、これには保険が適用されないため、被災者は財産を失うと同時に莫大な借金を背負い込んでしまった。このような場合、個人補償せよということが今でも大きな問題になっているが、戦争で爆撃されて財産を失った場合、火災保険等の対象になるのかという問い合わせがきている。総務部ではどのように承知しているのか。

総務部次長

一般的には、生命保険や家屋の損害保険等においては戦争その他のいわゆる戦乱等で被災した時には保険の対象とはならないと承知している。

北野委員

他の会社も調べておいてほしい。戦争によって市民が被害を受けた時、それを補償するものがなんにもない。地震であれだけの災害を受けても政府は個人の財産を補償するということをしない。そのような意味からも、市長は市民の安全と財産を守る責任があるということは強く要望しておく。

武井委員

廃棄物処理施設について

新行政改革実施計画に、「廃棄物処理業務の増大に対応するため、第3セクター等を設立し」と明記されているが、「第3セクター等」とは何を指すのか。

環境部長

第3セクターの定義として、市の出資が51%以上、あるいは20%以上とさまざまであるため「等」という言葉を使ったのと同時に、新しい事業体として、必ずしも第3セクターではなくとも市が関与して事業体を作るという意味もある。

武井委員

第3セクター設立に関して、市長は、PFI方式という新しい手法もあるので、具体化にはしばらく時間を要すると答弁しているが、しばらくとはいつころまでか。

環境部長

3年くらい前から清掃事業公社という構想があるが、その時の状況としてはPFI方式はまだ注目されていなかった。これまでは従前の廃棄物処理やリサイクル、桃内に新しい施設を整備すること等を念頭に置いており、その管理運営を含めて新しい事業体の構想を考えてきたものであるが、現在、それを実施するという状況になっていない中で、当分凍結のような形である。最近になって一般廃棄物処理施設についても、厚生省で補助制度を設けてP

F I方式を進めるといふ方針も出てきている。小樽市においても桃内最終処分場の後に中間処理施設やリサイクル施設等の建設など課題もあるが、巨額の事業費を必要とするので、それらをP F I方式でやるといふことで検討する余地を残し、むしろそのようなことを強調すべきではないかという観点で言っている。時期的には、新しい中間処理施設等の事業の計画がある程度見通しがついた段階で判断をすることになると思う。

武井委員

見通しはいつ立つのか。

環境部長

現時点ではっきりさせることはできないが、現在市の一般廃棄物処理施設の処理基本計画では、リサイクル関係の施設は平成15年、焼却施設は平成18年から供用開始と位置付けているので、それらの関連で話が出てくると思う。

武井委員

一部供用開始が来年とのことであるが、今の話でいくと3セク等はほとんど不可能である。そうであれば、桃内の処理場の3セクは部分的にやるといふことか。

環境部長

桃内で現在工事を進めている最終処分場は来年6～7月頃に本格的な埋立開始になるが、この施設の維持管理については当然従前どおりの業務委託を基本に考えたい。

武井委員

直営も考えているのか。

環境部長

まだ方針として最終的に決定したわけではないが、現在環境部段階で考えているのは桃内最終処分場は寅吉沢にある産業廃棄物処分場と同様に、本庁で一定の行政対応をしながら、業務委託での対応を想定している。

武井委員

行革実施計画で、「第3セクター等を設立し、環境事業コストの軽減と効率化を図る」となっているが、今の話を聞くとちぐはぐである。市長は、広域行政の中で廃棄物処理場も考えていると答弁しているが、私は6つの市町村が集まって検討しているから時間がかかっているのかとも思ったが、今の話を聞くとそうでもないらしい。交通記念館をみても苫東をみても3セクは全国的にあまりうまくいっていないような状況である。北後志地域廃棄物広域処理連絡協議会等に3セクの話はしているのか。

環境部長

同協議会と3セクはまったく関係させていない。

武井委員

廃棄物処理法では市長の処理責任が定められていることから、また、桃内の廃棄物処理センター運営に対応する必要性から、さらには安定的な事業体を官民一体で整備する考え方から、清掃事業会社の第3セクター方式が打ち出されたとのことであるが、清掃事業会社だけが3セクと理解してよいか。

環境部長

清掃事業会社は、単なる清掃だけではなく廃棄物全般を想定したものである。

武井委員

3セクができあがるのは平成15～18年ころまでかかるので、それまでは業務委託でやると理解してよいか。

環境部長

正確にいうと、平成15～18年までに3セクをつくるということではない。そのころまでに現計画では施設整備をすると位置付けているが、施設整備にあたってP F Iという手法が出てきたので、3セクの可能性について判

断していくということである。ただし、それまでの間、当面桃内の最終処分場は業務委託でやっていくということである。

助役

供用開始を目前としている桃内最終処分場だけを想定した3セクは成り立たないと思う。今後モリサイクル関係や廃棄物行政全般の施設計画の見通しが立たなければ、第3セクターに何を任せられるか、あるいは直営・業務委託・3セクの場合等のコストの比較もあり、今すぐには目処は立てられないので、具体的な時期は明示できない状況である。廃棄物行政として施設の配置計画をどのように組み立てていくかという目処をつけてから、3セクも含めてどのような手法がいいか考えていくということである。

武井委員

しばらくというが、まったくいつになるか分からない状態であるが、市長答弁の本意を示せ。

市長

5年、10年と具体的に想定したのではなく、すぐにはできないだろうという意味でしばらくと言っている。環境部長が言った15年、18年というのは契約上の建設時期がリサイクル施設で平成15年、中間処理施設で平成18年ということであり、ご理解願いたい。

武井委員

遺跡の里について

遺跡の里については、国や道とも協議して整備方を検討すると市長は答弁しているが、忍路から蘭島までのエリアからはいろいろなものが発掘されており、学者もこれは日本一だと言っている。ストーンサークル近辺には縄文土器等が出土しており、地域一体が遺跡の里のようである。私はここに遺跡の里をつくってはどうかと以前から言っていたが、例えば出土した場所に看板を立てる等の検討をしてはどうか。埋蔵文化センターについては前総合計画には載っていたが、21世紀プランにはかなりぼやけた形での記載になっている。埋蔵物は現在、博物館や余裕教室等に分散されているので、この忍路・蘭島地区へのセンターの整備が難しければ、別のところに建設し、市民が自由に見て、興味を持ったら直接現地を見てもらうという2段階で考えてはどうか。

社会教育課長

確かに前総合計画の中では、主要事業として埋蔵文化センター建設を核とした遺跡の里の整備を進めると謳っていたが、その場所に埋蔵文化センターをつくるのが最良かどうか再検討した中で、21世紀プランでは遺跡の里という表現を使わなかった。しかしながら、あの地区には道や国指定の遺跡もあり、新しいストーンサークルも発見されたので、それらを遺跡群として広範囲に整備していく必要があると考えている。平成7～12年で忍路のストーンサークルの周辺の調査を行っているので、その結果を踏まえ、専門家の意見も聞きながら、できれば国や道の指定を得て、施設整備を検討したい。また、遺跡の里というネーミングについても合わせて検討していきたい。

武井委員

平成12年までに現地調査し、その後、国や道と協議して取り組みを検討するとのことであったが、調査が終わり次第この作業に取り掛かるということでは理解してよいか。

社会教育課長

調査が終わり次第、専門の委員会を立ちあげることになると思うが、現在道指定の史跡の近くに新たに埋蔵物が発見されているので、範囲を拡大するか、国レベルに昇格させるか等も含めて、調査が終了した段階で検討に向けて作業を進めていきたい。

武井委員

遺跡の里構想についても合わせて検討するということが。

社会教育部長

調査終了後、範囲や価値等いろいろな判断が出てくるので、それらについて道や国と協議して整備することになるが、その段階でネーミングも含めて考えなければならないと思う。

武井委員

学校適正配置計画について

通学区域の拡大に伴ってバス通学を余儀なくされる児童・生徒が出ると思うがどうか。

教育長

まだ具体的に検討していないが、バス通学が増えることも予測される。

武井委員

現行の通学区域で最も距離があるのは、小学校では銭函3丁目の星野川付近から銭函小までの3.4キロ、中学校では張碓から銭函中までの4キロとなっており、文部省が指定している通学距離の範囲には収まっているが、通学区域を見直した場合、この距離も広がることになるのか。

教育長

委員が指摘している距離は平成10年5月1日の資料だと思うが、星置川付近のその児童は中学生になっている。通学区域が拡大する場合は、平均的に小学校2キロ、中学校3キロを、小学校4キロ、中学校6キロまで拡大して差し支えないとの原則になっているので、それらを勘案しながら検討したい。通学区域を見直した場合の通学距離については、具体的な検討が進んでいないので明言できないが、小学校3キロや中学校4キロでもかなり長距離だと思うので、小学校4キロや中学校6キロは想定したくないと考えている。

武井委員

平成11年3月の学校適正配置基本方針の資料に小中学校の児童・生徒数の推移が出ているが、平成15年度の児童・生徒数は適正配置後のものか。

学校教育部長

平成15年の数字は現時点での住民基本台帳から拾った数字であり、通学区域の見直しの分は入っていない。

武井委員

適正配置による不登校児童の発生を予測することは難しいとのことであったが、今まで親しかった友人と適正配置によってバラバラになることもあり、そこから不登校に発展することも懸念されるのではないかと。また、適正配置後、前の学校の友人と修学旅行に行きたいという問題も出てくるように思うがどうか。

指導室長

文部省の不登校関係の専門家会議でも、不登校の要因として、学校、家庭、地域社会等さまざまなものが考えられているが、通学区域の見直しがすぐに不登校に結び付くかは分からない。指摘のように修学旅行等の問題もあるかもしれないが、一方で新しい友人ができるという側面もあると思う。

武井委員

そのような考え方が機械的だと言っている。修学旅行に関しても、他市で同様の事例があり、教育委員会の取り計らいにより両方の修学旅行に行ってもいいとなった。小樽市としてこのような配慮をする考えはあるか。

学務課長

現状でも、例えば8月に転校し、9月に修学旅行がある場合等、特認制度の運用により元の学校の修学旅行に行くことができるようになっている。

武井委員

ぜひ特認制度を活用して、生徒の考えを取り入れてほしい。

適正配置するに当たったの基準はあるのか。

教育長

今年3月に基本方針を出しているが、その後実施方針・実施計画を策定したいと考えている。例えば、先程不登校の話もあったが、適正配置として、2つの学校を1つに合わせるといふこともあり得るので、そうなれば親しい友人と分かれることなく通学できることになる。ただ、いろいろな方法があり、1つの学校が2つになったり、あるいは山坂を越えなければならなくなるなど、いろいろなケースが想定されるので、それらも検討した上で実施方針の中で明らかにしていきたいと考えている。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時30分

委員長

北野委員より資料要求の申し出があったのでこれを認める。

北野委員

これまでいろいろな種類の米艦が入港しているが、その入出港届を艦種別に代表的なものを2通ずつ提出してほしい。

港政課長

準備する。

斉藤(陽)委員

いなきたコミュニティセンターについて

全国的に見て、地域開発の流れの中でコミュニティ施設の設置が叫ばれるようになったが、これは70年代後半から社会教育の中で生涯学習の必要性が唱えられるのと並行して進んできたように思うがどうか。

総合サービスセンター所長

住民の生活の充実を図るため、体育館等全市的な公共的施設が整備されてきたが、行政主体の大規模な行事や専門性の高い団体の活動には適していても、一般住民の生活の場としての施設としては適当ではないということで、身近で手軽に利用できるコミュニティ施設の要望が多くなってきた。コミュニティ施設は、地域活動の拠点として、また、安全で快適な環境を実現する上で不可欠なものであり、住民が地域のことを考え、また、主体的に行動するきっかけとなる施設とされている。地域の人々の連帯感や生きがいを育てながら、地域社会に対する愛着心を定着させていくことがコミュニティづくりの核であり、そのような必要からコミュニティ施設の建設が進んでいるものと考えている。

斉藤(陽)委員

役割の違いは確かにあると思うが、コミュニティ政策と社会教育、特に生涯学習の流れとは実態面においてオーバーラップして進んできていると思う。社会教育の分野では施設面と同時に職員配置やその専門性の規定が法的に裏付けされているが、コミュニティ政策の中では、施設面の整備は先行しているが、それを担う人的な裏付けは遅れているように思うがどうか。

総合サービスセンター所長

社会教育とは役割が違い、コミュニティセンターは子供から高齢者まで地域住民がお互いに語り合い、交流を深める場として趣味や娯楽のサークル活動、各種研修会、軽スポーツ等、幅広く多目的に利用できる、地域活動の中心的施設であり、地域住民の自主的な活用という観点からも、専門的な職員等の配置は考えていない。

斉藤(陽)委員

市長は代表質問への答弁で、「コミュニティセンターは地域住民が幅広く自主的・自発的な利用に供していきたいと考えており、現時点では行政として主体的に事業を行うことは考えていない。しかしながら、今後住民の意向や利用状況等を勘案しながら将来の課題として検討したい」と言っている。確かに行政が不用意に利用者の活動内

容に介入したり規制をすることは、利用者の自主性・自発性を損なうことになることも考えられる。それらの点にも十分配慮した上で、21世紀プランに述べられているように「地域の課題を地域の中で解決していけるよう、連帯感に支えられた触れ合いのある地域社会づくりを目指す」、あるいは小樽市コミュニティセンター条例案第1条にあるように「市民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉及び健康の増進を図り、もって住みよい地域社会の形成に資する」というコミュニティセンターの設置目的からいっても、地域のコミュニティ活動を積極的に育成・助長し、市民参加を進めていくために何らかの方向性・計画性が必要であると思うがどうか。

総合サービスセンター所長

我々はコミュニティセンターの管理運営を運営委員会に委託することを考えているが、その業務は利用申し込み、受け付け、使用料の徴収、施設の管理等である。市民参加等については、利用者の声を反映する場の必要性はそのとおりだと思うが、コミュニティセンターの利用実態や住民・利用者の意向を把握して、どのように反映できるか等について検討していきたい。

斉藤(陽)委員

運営委員会の構成について、小樽市総連合町会を母体として町内会長または役員の中から選出される委員13名程度とのことであるが、その他の関係団体から選出されることはないのか。また、管理運営の中身について、年間のイベントの企画や内容に踏み込んだ運営事項等は含まれていないのか。

総合サービスセンター所長

運営委員会は限られた業務の委託を考えており、市民意見等は別の形で確保したいと考えている。また、このコミュニティセンターは地域の自主的な活動の場であるので、イベント等は現在のところ考えていない。

斉藤(陽)委員

このような施設は空間としての施設そのもの、管理運営する組織、利用者が三位一体となって初めて完成すると言われている。今回、施設ができあがったということは、本当の意味での完成に向けてのスタートラインについたということである。自主事業の展開は当面考えていないため、専門的な職員の配置も考えていないとのことであるが、例えば、ボランティア活動をしているリーダーに定期的に活動の一端を紹介してもらう機会を設ける、あるいは、運営委員会内に町内会、利用団体の代表者等で自主的な企画委員会を設置するなど、市民参加の仕組みをつくっていくべきではないのか。

市民部長

幅広く利用してもらおうという意味では、俗にいう貸し館業務以外の用途として、何らかの講習会や講演会、イベント等も考えられるが、現時点では、当初計画時点からの考え方として、地域住民が自主的に工夫しながら気軽に使うということでスタートしているの、当面はそのような形で進めたい。将来的には利用者からいろいろな意見も出ると思うので、それらを集約した中でどのような利用の仕方がいいか検討したい。

斉藤(陽)委員

児童館を含むコミュニティ施設の今後の整備計画について、市長は「東南部地区については他の地区に優先して整備すべきもの」と答弁していたが、東南部地区での整備は緊急の課題だと思うがどうか。

市民部長

前総合計画の中でも、整備する地区を中部・東南地区と明示していたので、その流れは以前として生きていると思う。中央地区については今回稲北に整備されたので、計画の方向としては東南地区に向かわなければならないと思っている。そのような中で、東南部地区は人口が増加しており、地域要望も相当強いと思うが、具体的に明示する段階にはまだなっていない。

斉藤(陽)委員

財政状況が非常に厳しいことは理解しているが、財政が改善するまでいつまでもできないとはならないので、市

長の今任期中の実現を望むがどうか。

市民部長

東南地区はやらざるを得ないが、いろいろな条件がある。特に場所の選定について、朝里・新光地区のある一定の場所について質問もあったが、位置的に見ても朝里地区には近くに商店街があるなど重要な地区であるので、市としても最有効活用の方法を考えなければならず、すぐにそこをコミュニティセンターとして整備すると決定することはできない。さらには、交通アクセスの問題等もあり、場所の選定には時間を要すると思う。また、稲北の整備費は7億円程度であり、その内補助金は5,000万円かと思うが、朝里地区で単独で事業を進めるとすると少なくとも10億円を超える額になり、補助金が5,000万円程度だとすると、起債で行うとしてもすべて一般財源なので難しい面もあるので、その点もご理解願いたい。

佐野委員

いなきたコミュニティセンターについて

地域の自主性は分かるが、根本に何をやるという考えがなければ、結果として単なる貸し館になってしまい、利用者が限定されることも懸念される。そもそもコミュニティ施設として地域に開放し、市民の生活・福祉の向上を目指すならば、一定程度市の考えを示すべきではないか。例えば、リサイクル団体や障害者団体、文化サークル団体等も活動するための会場がなく困っている。そのようなことも想定しながら、活用方法がある程度設定していくべきと思うがどうか。

市民部長

確かに総連合町会を母体とする運営委員会に委託をするが、そこで利用者について選別することはないと思う。市としても運営委員会からはそれなりに利用の状況や内容について報告を受けることになっているので、そのような問題があれば市としても是正をしていくと考えている。また、コミュニティセンターの利用の方向性を市で示せとのことであるが、施設にはそれなりの目的・役割があっていいと思う。例えば生涯学習プラザは、学習の場の提供や支援をするということで社会教育施設として位置付けられている。コミュニティセンターは、背景として公民館や体育館等が行政主導でメニューをつくっていることがある意味で地域住民から敬遠されており、自由に使わせてほしいという要望が多かったため設置することになった経緯がある。したがって私はそのような性格をコミュニティセンターに持たせたいと考えており、類似施設でありながら、性格や役割の違いを明確にして進めたいと思っている。ただ、その中で重なる部分も想定されるので、それらについて、実際に利用していく中で見極め、位置付けをさらに検討していきたい。

佐野委員

チャイルドシートについて

来年4月から6歳未満の子供に着用が義務付けられるが、1台3万円程度で6歳までに3回くらい買い替えなければならない、費用負担は非常に大きい。小樽市でも単独で助成金を考えて見てはどうかと代表質問でも尋ねたが、これは無理とのことであった。また、リサイクルやレンタル等についても、大事な子供の命に係わること、交通安全に係わることなので、市の単独の補助金は無理だとしても、せめて交通安全対策課や交通安全協会、市内のレンタル業者等と連携をとって、よりレンタル事業を充実させていくために話し合いをしたり力を貸したりすべきではないのか。結果的に買い替え負担が大変で買わなかったために事故が起こったりすることのないよう、市が主導的な役割を持ちながら交通安全協会等に知恵を貸したり相談に乗ったりすべきと思うがどうか。

交通安全対策課長

指摘のとおり、市が直接補助をするのは非常に難しい。また、レンタルにしても、市が直接購入して貸し出すような例は道内では聞いておらず、また、財政上も難しい。ただ、道内他都市で、交通安全協会がチャイルドシート

を購入し、レンタルしている事例を聞いているので、その自治体に内容を確認して小樽の交通安全協会にも話をしてみたいと考えている。レンタル業者については現在調べているところであるが、さらに実態調査を行い、利用に対する供給量の確保を働き掛けていきたい。いずれにしても、警察や関係機関と連携をとりながら鋭意努めていきたい。

佐野委員

道内に例がないからという話ではなく、啓発努力の問題である。数に限りがあっても市でもこのような取り組みをしている、交通安全協会やレンタル業者もこのような取り組みをしているということを周知することだけでも関心が高まり、市民の活用についての参考にもなる。知恵を出せばできることはあるので、小樽の子供を守るという観点でもっと意欲的に取り組むべきと思うがどうか。

市民部長

基本的には交通安全対策課長が答弁したとおり進めたいと考えている。これは啓発がすべてであり、来年から義務化になることを知らない方もいる。小樽でも交通事故が多発している中で、幸いチャイルドシートを着用した中での死亡事故は今のところないが、子供が巻き込まれた事故はあったので、何とか対応していかなければならない。そのためにはチャイルドシートの必要性・安全性を知ってもらうように、啓発活動を展開していきたいと考えている。また、消費生活課が所管であるが、毎月1回ダイヤル交換市を行っており、広報で周知して譲りたいもの、譲り受けたいものを登録して不用品の交換をしている。これまでも2個程度チャイルドシートが出てきている経過もあるので、広報お知らせ版で交換市のお知らせをするときに何らかの形でチャイルドシートが出てくるような広報の方法も考えてみたい。あらゆる機会を捉えて周知を図りたいと考えている。

佐野委員

融雪装置の融資について

来年度から実施するとのことであり、今後、どのような貸し付けをするかがポイントになる。直貸しか預託のどちらかと思うが、直貸しは徴収等の問題があり、また預託は保証人や信用の問題もあり、借りる人も大変になる。それぞれメリット・デメリットがあると思うがどうか。

(土木)管理課長

直貸しについてはやはり申請受付から審査、貸し付け、毎月の返済、滞納整理等すべてを市で行わなければならないので事務量は膨大であり、人員配置もしなければならない。

また、預託については、申請受付、審査までは市が行い、貸し付けから返済までは銀行が行うことになるが、無利子で考えた場合、市の利子負担が非常に大きくなるという問題がある。それぞれメリット・デメリットもあるが、例えば直貸しと預託を合体した形で、第三者機関に業務を委託するなど含めていろいろな角度から検討している。

佐野委員

時間はまだあるので、貸付体制を検討してほしい。また、金額的にも全額貸し付けできるよう検討してほしい。

乳幼児医療の助成について

道が2歳未満から3歳まで対象を拡大すれば、小樽市も4歳まで拡大できるという話であったが、先般、堀知事が我が党の政策要望に応じて、対象を3歳まで拡大すると明言している。原課でもそれらについて道と調整していると思うが、見通しを示せ。

(高齢)管理課長

現在把握している範囲では、まだ道は具体的な方針は決めていないとのことである。

佐野委員

道も責任ある答弁をすべきである。道議会第3回定例会で補正予算が出されるようであるが、道議会で議決され次第、小樽市もすぐに対応する段取りなのか。あるいはワンクッションおいて来年4月からと考えているのか。

福祉部長

新聞情報では道は第3回定例会以降で考えているとのことであるが、今後、道から具体的な通知が来ると思うので、それらの動向を見ながら改めて検討したい。

斉藤(裕)委員

融雪装置の融資について

市独自ではなく、道の住宅改良資金等で対応できるので、道の制度融資を使い、利息分を小樽市が補助するような形も含めて検討してほしい。

次長職ポストについて

市長答弁では、「昇任やいろいろな職場を経験することは職員にとっていいこと」とその効果を認めており、平成11年には3名の次長職退職者がいるので交流が図れるとのことであるが、裏を返せば平成12年くらいまでは次長ポストを削減しないということか。

総務部長

新行政改革実施計画の中では次長職ポストを10人減としており、実施計画に沿って進めなければならないという責任があるが、実際に次長職については現実には人が張りついている中で、介護保険等もあり、目標の10人削減にたどりつけないのが現状である。今のところ3人を削減しているが、来年3人削減したとしても6人であるので、実施計画の10人減は現時点では無理と言わざるを得ない。

斉藤(裕)委員

本会議答弁と矛盾しているのではないか。

総務部長

実施計画は平成12年度までに10人減となっているが、すでに人が配置されているので、無理だと認めざるを得ない。

斉藤(裕)委員

士気を下げないように知恵をしぼらなければならないと思う。

経常収支比率について

経常収支比率の目標88%の実現は何年を目処に考えているのか。また、現在99%近い経常収支比率であり、目標と10%の差があるが、金額に換算すると幾ら程度か。

財政課長

10%となると、現在分母が約300億円程度であるので、分母・分子の率の問題もあり単純に計算はできないが、およそ30億円程度かと思う。行政改革をうたっている中では簡単に達成できるものではないが、長期的視野に立ってということである。

斉藤(裕)委員

市長は概ねいつ頃に達成と考えているのか。

市長

1年でも早く達成したいと思うが、平成10年度の決算見込みを見ると若干よくなっている状況もあるので、願望としては5年くらいで何とか目標を達成したい。

斉藤(裕)委員

30億円を5年間で減らすということである。目標なので1~2年ずれても仕方がないと思うが、ある意味では1年間で6億円減らすという意味にもとれると思うがどうか。

財政部長

平成10年度決算見込みの中で、2%ほど改善されそうなので、願望として、5年間で10%というのはまったく可能性のない数字ではないと思う。ただ、一年間に6億円という話は、分母・分子の割合の問題もあり明確には示せないが、我々としても何とか88%に近づくよう努力したい。

斉藤(裕)委員

ここまではっきり示しているのだから、小樽市としては5年間で88%をベースとした中期財政計画をつくるべきと思うがどうか。

財政課長

以前から健全化計画等を立てるべきとの指摘も受けている。確かにこのような財政状況の中、中長期の目標を立てながら進んでいくのがベターだと思うが、我々は財源の約半分を交付税に頼っており、収支見通しが立てにくい状況にある。しかしながら、一定の時期には歳出の面である程度の計画を立てなければならないと認識している。どのような方向でできるか検討したい。

斉藤(裕)委員

交付税の部分等、ある程度流動性があっても構わないが、経常収支比率を5年間で88%にと市長が言っているのだから、計画を立てて意欲を見せるのが当然ではないのか。

財政課長

計画を立てるにはそれなりの責任を持ってその実現に向かっていかなければならず、また、介護保険や地方分権等不確定な要素が多い面もあるので、どのように計画を立てるか検討している。

斉藤(裕)委員

介護保険等で計画が狂ったとしても、それはだめだなどとは言わないので、一丸となってやる以上は数字を示してもいいのではないか。

市長

高階委員の質問にも財政健全化計画をつくるよう努力したいと答弁しているので、そのような方向で進めたい。

斉藤(裕)委員

海洋開発について

代表質問において、市長は「海洋科学研究センターの拡充強化により、海洋工学、海洋生物、海洋災害対策技術の研究を進める」と答弁しているが、漠然としていて意味が伝わりにくい。例えば、海洋科学研究センターの充実について、これは道立なので、道に3つの分野の裾野を広げてくれということなのか、具体的に示せ。

(企画)安達主幹

現在、道立の海洋地学部については、特に浅海域の地質環境の関連や内湾域の海洋調査、人工衛星の画像分析等の調査・研究を行っている。また、過去においても環境科学研究センターに基づいて水産孵化研究班をつくった経緯もあるが、海洋開発の部門についての広い範囲の研究が進められるよう海洋地学部とも十分協議しながら要望していきたい。

斉藤(裕)委員

道とやりとりするのか。

(企画)安達主幹

我々としては道を一つの窓口として考えている。

斉藤(裕)委員

海洋工学、海洋生物、海洋災害とあるが、これは一つ一つが非常に幅広いものである。どのようなものをイメージしているのか。

(企画)安達主幹

私も勉強不足であるが、今現実的には、例えば、専用の調査船の配置や基地等を確立していくことが考えられる。

斉藤(裕)委員

調査船は非常によいとくみである。大学や海洋科学技術センター等に海洋調査船があるが、横須賀でも現在奥尻沖に注目している調査をしていたり、また、磯焼け問題等はロシア方面に行くので、小樽港を母校とするベースがあることは望ましいことである。

これは道だけではなく、国や科学技術庁、各大学等にも働き掛ける必要があると思う。

深層水利用についてはどのように把握しているか。

(企画)安達主幹

水面下200メートル以上の深部にある深層水は、太陽光線が届かないこともあり、低温で成分が安定している、植物プランクトンが生息せず、栄養分が高い、ミネラルが豊富である、などの特徴がある。現在研究者も、例えば、深層水を脱塩することによりミネラル分を還元したり、牛の飲料水では、普通、牛の餌には食塩を入れたりするが、ミネラルの豊富な深層水を利用することにより牛乳の乳量を上げることや、野菜の鮮度保持等、多目的に活用が可能である。

斉藤(裕)委員

深層水研究について、小樽は国や道から一声もかからなかったが、そのことについてどう考えるか。市の取り組みが悪かったのか、それとも他の地域が独自に進めていたのか。

(企画)安達主幹

小樽近辺では岩内が研究を行っており、道内では羅臼でも進めているようであるが、今回は残念ながら関係機関から小樽市に相談はなかった。ただ、深層水の利用については民間が主体的に事業を進めるべきと考えられるので、行政だけで進められるものではない。

また小樽の近辺海域で現実的に深層水があるかどうかの疑問もあるので、私としても今後専門家と協議しながら検討したい。

斉藤(裕)委員

深層水について日本で実証プラントが始まったのは約10年前であり、その技術はすでに実証が終わって応用段階にあり、公共より民間主導が進めたほうが早いのは明らかである。したがって民間企業を対象としたマリンセミナーが必要だと思う。海洋開発推進協議会はそのような意味も含めて技術懇話会を開催していたので、連携をとってほしい。

斉藤(裕)委員

都市圏域の分類について

代表質問の中で小樽都市圏域というのは認知されていないことを指摘したが、市長は札幌圏域と隣接しているため一心同体だと言っていた。しかしながら同じく札幌に隣接している恵庭は恵庭都市圏域として確立されており、また、交通時間で考えれば小樽市も千歳市も札幌までかかる時間はほぼかわらないが、千歳には千歳都市圏域がある。経済分析をする時に、小樽市はまだ独り立ちした独自の経済形態をなしていないと判断されているということではないのか。

市長

小樽圏域は札幌と一体の経済圏ということで答弁したが、内容について十分承知していないので資料を見て検討したい。

斉藤(裕)委員

ゲートウェイ効果について

代表質問で、商工港湾都市である限り、物流の出入りの効果を上げることが必要であることを指摘したが、その

結果の分析について、ゲートウェイ効果が上がり、産業が根付いたということになれば、支店数に反映されてくると思うがどうか。

商工課長

苫小牧港や千歳空港等は出入りが分かりやすいが、小樽市の場合、後志圏域として東端に位置しており、また、札幌と隣接しているため道央圏としての交通圏でもあり、いろいろな部分で輻輳しており、ある意味ではゲートウェイになるかと思う。ゲートウェイ効果を高めるための施策としては挙げにくい、従前の既存埠頭の整備によって物流拠点としての機能を高めたり、国道5号の4車線化、高速自動車道等の努力をしてきている。今後もそのようなことは必要であるので、交通アクセスの改善に努めたい。

斉藤(裕)委員

このようなことも調べておくべきである。マイカルが来てから支店数がどうなったのかということも一つの観測点として興味深いと思う。

製造業の比率向上について

代表質問の中で製造業の比率向上について質問した際、市長は「製造業の生産環境の向上」という言葉を使ったが、具体的にどのようなことか。

商工課長

特に定義はないが、21世紀プランをつくる時に地場産業の活性化を目指す中で一つの大きなテーマとして「生産環境の整備」という言葉を使っている。これ自体は、例えば生産に伴う要素として、土地、資本、労働環境等を考えて生産環境の整備をしていくというものである。当時具体的に考えた中では、小樽市の工場は住工混在であるので、どこかの工業団地に誘導していく、あるいは労働環境の整備をすることなども生産環境の整備に結び付けていくと思う。

斉藤(裕)委員

小樽商工信用組合の業務改善について

市に相談等はなかったのか。

経済部長

新聞に発表される前に理事長が来て、事情について説明を受けた。その後の道の指導や組合内部の検討の方向について我々も心配しており、どのような指導をしているのかについて道に情報を聞いた。その中では、組合自身が考えていた不良債権の処理の仕方が道の考え方と違っており、今回は道の指導に従って処理をすることに決定したとのことであった。その後組合に直接事情を聞いたところ、前年の決算状況では自己資本率が2.11%になっているが、今後改善に向けては、何とか来年3月末までに4%に自己資本率を高める方策をとっていきたいということで役員会等で相談したとのことである。

斉藤(裕)委員

分類の方法が違っただけということか。そのような簡単な仕組みで道は指導に入らないと思う。市が手助けできるならした方がいい。地場の金融機関は地元企業であり、大手の金融機関と違い、プロパー資金に頼っているところも多いと聞く。ボーダーの人たちに目を向けるのが政治であり、地場の金融機関が体力的にきつくなっているのであれば、ひとはだ脱ぐのも視野に入れて良いのではないか。

経済部長

道の指導では、組合組織としての金融機関なので、公的制度から直接的な援助はできない仕組みになっており、組合内部の自助努力を高めていかなければならないとのことであった。また、組合内部でも経費の削減や支店の考え方等について話し合っているとのことである。商工信組は地元の金融機関であり、市としても何とか改善に向かってほしいと思っているので、直接的な援助はできないが、側面から改善に向けて協力していきたい。

齊藤(裕)委員

少なくとも商工信組の客の動向などにはアンテナをはってほしい。

銭函運河線について

都市計画決定がされているが、札幌の道路規格は小樽と違うはずであるので、本当にやるとしたら都市計画決定をやり直さなければならないように思う。

P F Iについて

経済企画庁、建設省、厚生省等それぞれ指針などがあり、さまざまな民間資金投入の手法がある。自由な発想で民間企業に働き掛け、資金を導入し、民と官の格差の中で付加価値を与えれば、すべてP F Iになる。病院について、P F Iの導入を検討すれば、少なくともできるできないの結論が出るのは早いと思うがどうか。

(樽病)事務局長

制度としては承知しているが、病院建設は補助金はどうなるかなどの課題もあり、可能性について検討していきたい。小樽病院としても大きな課題を抱えているので、積極的に情報収集して研究していきたいと考えている。

松本(光)委員

小樽市商工信用組合の業務改善について

今回、貸し倒れが27億5,000万円、当期損失が13億5,000万円になり、垢をすべて洗い落として、自己資本率が2.11%になったとのことである。11年度までに4.22%にするためには、当面5億円の出資金を新たに集めなければならないとのことである。信用組合の仕組みでは行政からの出資金は受けられない仕組みになっており、小樽市は直接出資できないので、商工信組の組合員に対する支援をお願いしたい。

職員削減と人事配置について

当初予算で人件費がマイナス3%となり、職員定数条例も2,604人から2,431人に改正された。98年9月の現数ではそれを下回り2,368人になっているが、さらに本年は94人の削減をしたということで、非常に評価している。しかしながら、職員の減少が行政サービスの低下につながってはいけないと思うが、どのように対応しているのか。また、セールスマンの売上目標に当たる、行政マンの目標とは何か。

総務部長

行革の目標としては職員の5%を削減するとなっているが、毎年やみくもに削減しているのではなく、築港ヤード、国体、介護保険等さまざまな職員数の変化要因があるので、それらを考慮しながら、市民サービスの低下にならない形での削減を実施したい。従来から夏には人事に当たってのヒアリングを実施しており、常に事業を見直す中でサービスの低下につながらない形での削減について話をしている。行政のセールス目標については、行革懇話会でも話が出たが、行政はなかなか数値で表すのが難しいと思う。

松本(光)委員

問題意識を高めるために他の部署から忙しい職場に短期間職員を配置する、いわゆる人事のクラッチシステムの導入を検討してはどうか。

総務部長

選挙や地域振興券交付時などに庁内で応援体制をとっており、従来からもプロジェクトによってはそのような体制をとっている。今後とも職員の有効な活用を研究したい。

松本(光)委員

季節によって忙しい部署もあり、地方分権が進む中でもまたいろいろな動きがあると思う。クラッチシステムは群馬県太田市、静岡県熱海市、千葉県松戸市等でもすでに実施しており、3カ月あるいは5カ月など短期間で辞令を出して、終わったらまた戻るような形になっている。いろいろな部署を経験させるという意味からも非常に有効

ではないかと思う。行政も企業感覚を持って、クラッチシステムの導入を考えるべきではないか。

総務部長

職員の配置については、これまでも選挙や地域振興券などで応援体制をとっていたが、クラッチシステムという言葉は初めて聞くので、どう仕組みをつくるか職員の意見を汲み上げながら努力はしていきたいと思う。

中村委員

新行政改革実施計画について

第31項目で「外郭団体の改革方針の策定」がうたわれているが、外郭団体とは具体的に何を指しているのか。また、外郭団体指導監理調整会議とはどのような組織で、どのようなメンバー構成になっているのか。また、改革方針の策定は11年度となっているが、これはすでに策定されているのか。

(総務)宮腰主幹

これは公社等外郭団体となっているが、公社以外の外郭団体は今のところないので、公社と考えてもらいたい。現在の状況としては、今年度中に検討を行うことになっている。

調整会議の構成メンバーとしては、公社を担当している企画部、港湾部、総務部、財政部等を考えている。方針の策定については、今後検討に入るので、その結果を受けて今年度中につくる予定である。平成12年度実施に向けてすぐにも準備を進めたい。

中村委員

「人材の育成と多様な人材の確保」の中で、職員提言制度はすでに実施されていると思うが、これまでどのような有効な提言があったのか。また、提言に対するフォロー体制はどのようになっているのか。

総務部次長

まだ1件しか提言されていない。それが有効かどうかは、すぐ改善できるか、あるいは事業として実施できるかが目安だと思う。フォローとしては、提言があったものについてどう実施に向けて取り組んでいくかがフォロー体制だと思う。

中村委員

「国、道等との積極的な人事交流」について、具体的に実施したことを示せ。

職員課長

現在、北海道開発庁に1名職員を派遣しており、また、北海道と職員を相互に人事交流している。研修で小樽市から道に1名、道から建築都市部長が派遣されており、今年度、新たに教育委員会学務係長において道教委との相互交流を行っている。

中村委員

研究機関、関係団体、民間企業との人事交流もうたわれているがどうか。また、その効果について検証しているか。

職員課長

民間企業との交流は実施していないが、現在進めている人材育成基本方針の中で、短・長期は別としても、民間企業との研修等、どのような取り組みができるか研究したい。また、検証については、派遣している職員に、携わっている業務等について定期的にレポートを提出させており、それを基に考え方等について検証している。

中村委員

「研修制度の見直し」の中で、「管理職研修の充実」とあるが、管理職とはどのような範囲を指すのか。また、「グループ研修の実施」とあるが、これはどのようなことか。

職員課長

まず「職員の自己啓発を重視する研修と環境づくり」については平成8年から取り組んでいるが、庁内に10団体程度ある自主研修グループ等に対し、一部費用の助成等を行いながら自己啓発を重視した環境づくりを進めている。「管理職研修の充実」について、管理職とは課長以上を考えている。メンタルヘルスの対策やVDT機種の説明、管理者としての心構えや自覚等について、あるいは民間の経営者を招き経営者としての戦略・展望、行政に対する希望・期待等を聞くなども含めて管理職への研修を実施している。「具体的な行政課題の解決策を検討するグループ研修の実施」については、現在各研修に取り入れており、例えば政策形成能力の向上のためにいろいろな考え方を持ち寄り、それらを分析したり、発想・整理・発表の仕方等をシミュレーションしている。

中村委員

「具体的な行政課題」とは例えばどのようなものか。

職員課長

例えば、観光都市小樽のよさはどのようなものか、どのようにPRすべきかということがある。また、マイカル小樽がオープンして多くの人々が訪れているが、中心部に誘導する方法等も含めて研修のテーマとしている。

中村委員

「監査機能の充実」について、外部監査制度の導入は平成11年度より関係部による検討をするとのことであるが、具体的な検討は始まっているのか。

(総務)宮腰主幹

まだ具体的な検討には入っていない。これから情報収集したい。

中村委員

「事務事業の『評価システム』についての検討」として、庁内検討委員会の設置は平成11年度となっているが、どのような状況か。

(企画)安達主幹

目指すべき目標等についていろいろ検討しなければならないということで、現在部内で検討しているが、できれば今年度中に庁内検討委員会を設置したいと考えている。

中村委員

行政評価システムを導入することによってどのような成果が期待できるのか。このような新しいツールを導入しても、職員の意識が変わらないと難しいという意見もあるが、現実的にはアメリカやイギリスではこの導入により目覚ましい成果を上げているとも聞く。

現在、事務チェックのための監査委員会というのがありますが、これは行政評価システムとどのように違うのか。また、行政は、白書などを作成し、目標設定や事務評価を行っていると思うが、通信簿のような行政評価システムは本当に必要なのか。

(企画)安達主幹

成果の問題については、例えば、いつまでも過去の考え方にとらわれるのではなく、市民ニーズに的確に対応した事業の見直しが柔軟に行われ、さらに財政健全化に役立つようなシステムの構築が必要である。また、職員の資質向上の意味で自らの足元を見つめ直すような意識改革を施策の一つとして挙げている。また、我々は事後評価から始めなければならないと思っているが、現実的に行政はテンポが早いので、いつとは言えないが、事前評価についても検討していかなければならないと考えている。通信簿との指摘もあったが、指標だけが唯一の評価の基準かどうかも含めて内部で検討したい。

中村委員

行政評価には政策評価と執行評価の2通りがあると思うが、小樽市の場合はどのような評価をするのか。

(企画)安達主幹

今後検討することになるので、扱いを考えながら勉強させてもらいたい。

委員長

散会宣告。